

## 高松地方裁判所委員会（第27回）議事概要

### 1 日 時

平成25年11月20日（水）午前10時～午後零時

### 2 場 所

高松高等裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）川崎達夫，木下亨，木村斉，木村泰昌，久利文代，下津健司，豊澤佳弘，蓮井守，三谷忠之，宮脇初恵（五十音順，敬称略）

（事務担当者）黒河事務局長，平野総務課長，宮本総務課長補佐

（オブザーバー）福田民事部総括判事，伊村民事首席書記官，青野民事次席書記官，西田刑事首席書記官

（説明者）高原裁判官，山田民事主任書記官

### 4 議 事（ 委員長， 委員， 説明者）

(1) 委員自己紹介（新任の木下委員，豊澤委員）

(2) 委員長の選任について

高松地方裁判所長の豊澤委員がよいのではないか。

異議なし。

豊澤委員が委員長に選任された。

(3) 「配偶者暴力に関する保護命令事件（DV事件）について」の説明

高原裁判官及び山田民事主任書記官から，保護命令手続についての概要についての説明がされた。

(4) DV事件に関するビデオの上映

(5) 「香川県子ども女性相談センターの業務内容・役割及び香川県のDV事件の現状について」久利委員から説明がなされた。

(6) 「高松市男女共同参画センターがDV事件にどのように関わっているのか，その現状について」宮脇委員から説明がなされた。

(7) 「DV事件が刑事事件になった場合や，保護命令に違反した場合の警察等の対応，高松地検における保護命令違反事件の処理件数等について」木村泰昌委員から説明がなされた。

(8) 「これまで担当したDV事件や香川県弁護士会におけるDV事件の対応について」川崎委員から説明がなされた。

(9) 意見交換

ただ今の説明をもとに意見交換を行いたい。

以前，駆け込み寺に案内してもらったことがあり，着の身着のまま逃げ出す女性が結構多かったんだなということを知り，本日の説明を聞いて再認識した。また，随分深刻な問題が多いんだなということが分かり驚いたし，良い勉強になった。保護司として，こういった話はまだ私のところまでは届いていないが，現実には多くの人がこういった問題を抱えているということなので，できるだけよりよい家庭・社会になれば良いと思っている。

新聞社への問い合わせなどで、DVに関する認識が少しずつ浸透してきていると感じている。ただ、DV事件は、二人の密室の中での出来事であり、真実を突き止めるということは中々難しいと思う。えん罪が起きる可能性がなきにしもあらずで、かなり難しい問題だと思う。海外では男性からのDV申立も増えているので、今後日本でも同様の流れになるかもしれない。そのための対応準備も必要ではなかろうか。また、依頼を受けた弁護士に対する攻撃もある。DV事件の当事者は、精神的に不安定になり、それが弁護士に対する攻撃へと結びついていくのかもしれない。そういった難しい問題をDV事件は含んでいると思う。

高松地裁でも、非常に重い事案が起訴されたことがあり、被害者の方に証人として裁判所に出てきてもらう必要があった。裁判所は、検察庁と連携し、被害者に対する二次被害が生じないように、別室で証言していただき、法廷に声を届けるビデオリンクシステムを利用して尋問を実施した。このように、裁判所では、民事部のみならず刑事部においても、DV事件に関しては深く関心を持って対応している。

高松地裁では、申立人から、即日面接審尋していると聞いて感心した。

即日行わないことで、面接実施日までに問題が発生するということがないよう、できる限り即日、スピーディーに処理できるような態勢を全国的にも執っているものと承知している。

保護命令のため即日審尋しているのはありがたいが、女性センターで一時保護している女性は、命令が発令されるまで、外出も出来ないという状況にあるので、可能な限り早く発令してもらいたい。

DVを起こす男性に特別の特徴というものはない。年齢収入にも関係はない。ただ、過去に自身が虐待を受けた経験がある人、お酒を飲むと暴力を振るうという人はいると思う。

DV事件に関して、裁判所が係わっているのはその中の一部、権利制限の部分であり、裁判所サイドから見ると事件はそれほど多くないが、実際に相談されている件数は随分多く、更に表に出ていないものは、かなりの数があると思われる。法は家庭に入らないという言葉が以前はあったが、今はそう言うご時世ではなく、社会全体で支援していく、啓発を図っていくという仕組みを横断的に作っていく必要があると思う。

## 5 次回予定

平成26年5月30日(金)午前10時から2時間程度

(場 所) 高松高等裁判所大会議室(6階)

(テーマ) 「裁判所における広報活動について」